

八雲町自治基本条例（仮称）素案中間報告書に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

- 1 募集期間 平成 21 年 6 月 30 日～7 月 21 日
- 2 提出件数 1 件
- 3 提出者情報 60 歳代 男性
- 4 意見内容及び町民懇話会の見解

提出意見の内容	町民懇話会の見解
<p>中間報告書では、住民投票は「個別設置型住民投票制度」としたとなっています。その1つのメリットとして「住民投票に参加できる人の年齢など資格要件について案件ごとに柔軟に対応できる」となっています。しかし、そのつど時間をかけ、参加年齢が検討されることは好ましいとは考えておりません。参加年齢は、条例に 18 歳と明記すべきと考えます。</p> <p>公職選挙法が選挙権年齢を満 20 歳としているのは、1896 年に定められた民法の「満 20 年ヲ以テ成人トス」という規定によるものです。しかし、現在の法律では、18～20 歳未満の青年は、労働法や納税義務などで事実上の成人として社会的な義務を負わされており、自動車普通免許の取得などでも成人として扱われています。それにもかかわらず、選挙権という政治上の最も基本的な権利を保障しないというのは、青年に対する社会の対応として一貫性を欠き、日本社会の現実と合わなくなっています。</p> <p>私は、このように 18 歳選挙権を与えるのは、日本社会の現実や若い世代の社会参加の実態に照らして、避けることのできない課題となっていると考えます。これは選挙権ですが、住民投票の参加年齢も、こうした現実を検討し、18 歳と条例に明記することを提案いたします。</p> <p>世界では、「18 歳選挙権」が大勢です。国会図書館の調査によれば、189 カ国・地域のうち、18 歳までに選挙権を付与しているのが 170 カ国・地域となっています。選挙権と成人の年齢を日本と同じ 20 歳にしてきた韓国でも、選挙権年齢を 2005 年に 19 歳に引き下げています。</p> <p>なお、2007 年に成立した憲法改正のための「国民投票法」は、投票権を 18 歳以上と定め、2010 年 5 月の法律施行までに、公職選挙法、民法などの年齢条項の引き下げも検討するとしました。</p> <p>18 歳以上の青年が社会を構成する「成人」として一人前の法的・社会的権利を行使できるようにすることは、21 世紀の日本・八雲を築いていく主役としての新しい流れを起こす力となるでしょう。</p>	<p>中間報告書での住民投票制度の趣旨は、ご意見のとおり「個別設置型住民投票制度」としてしています。制度の大きな柱は、地方自治法の直接請求制度を準用しており、現行法体系の枠組みの範囲内として明記しました。また、個別設置型住民投票のメリットとして、投票資格者の要件を条例によって柔軟に設定できるという点も趣旨の一つと考えます。</p> <p>ご指摘のとおり「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）」では、国民投票に参加できる人の年齢要件を「満 18 年以上」としているところですが、附則 3 条においては、諸法令（民法や公職選挙法等）との整合性が図られるまでは、「満 20 年以上」としてしています。</p> <p>このことから、現在において法制上の成人年齢は、満 20 歳以上とされているため、町民懇話会としましては、住民投票条例制定の発議ができる人の年齢要件については地方自治法の規定を準用することとしていますので、ご理解願います。</p> <p>しかし、「日本国憲法の改正手続に関する法律」の施行（2010 年 5 月 18 日）まで、あるいは施行後に、諸法令の改正により、投票できる人の年齢が満 18 歳以上とされた際には、自治基本条例においても同様に検討されるべき事項と考えます。自治基本条例は守り育てる条例という観点から、町民懇話会素案では、条例の改正に関する事項を審議する「八雲町民自治推進委員会（仮称）」の設置を求めており、条例制定後において、同委員会において審議されることを期待しています。</p> <p>また、町民懇話会としても、青少年がいち早く政治・行政に関心を寄せていただくことを望んでいます。このことから、「第 3 章 町民参加と協働」において、「(5) 満 20 歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により、町政に参加できるものとします。」という条文を明記したところです。</p>